和歌山県の最低賃金

☑必ず チェック　**最低賃金**　☑使用者も ☑労働者も

和歌山県で適用される最低賃金は、現在、次のとおり決定されております。
この最低賃金は最低賃金法に基づいて決定されたもので、使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。
使用者は最低賃金の概要を見やすい場所に掲示するなどして労働者に周知しなければなりません。（最低賃金法第８条）
この和歌山県最低賃金リーフレットを印刷し、労働者の見やすい場所に掲示することで周知することができますのでご活用ください。

地域別最低賃金	時間額	効力発生日	適用される労働者の範囲
和歌山県最低賃金	**1,101**円	Ｒ８.10.３	和歌山県内で事業を営む使用者に使用されるすべての労働者

特定最低賃金	時間額	効力発生日	適用される労働者の範囲
和歌山県鉄鋼業最低賃金	**1,226**円	Ｒ８.12.30	和歌山県内で鉄鋼業（鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者
和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金			令和８年度は改正決定されなかったため、令和８年10月３日以降は、和歌山県最低賃金（1,101円）が適用されます。

※次に該当する者については、特定最低賃金の適用が除外され和歌山県最低賃金のみが適用されます。
(1)18歳未満又は65歳以上の者　(2)雇入れ後６か月未満の者であって、技能習得中のもの
(3)清掃又は片付けの業務（鉄鋼業においてはさらに、賄いの業務）に主として従事する者
※和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金の業種分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づいたものです。

注１）最低賃金の対象となる賃金には、次に該当する賃金、手当は含まれません。
◎臨時に支払われる賃金　◎1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
◎時間外、休日および深夜労働に対する割増賃金　◎皆勤手当、通勤手当および家族手当

注２）断続的労働に従事する者や精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者などについて、和歌山労働局長から最低賃金の減額の特例許可を受けた場合には、減額後の最低賃金が適用されます。

最低賃金に関するお問い合わせは、和歌山労働局賃金室（☎ 073-488-1152）又は最寄りの労働基準監督署へ

和歌山労働局ホームページ　https://jsite.mhlw.go.jp/wakayama-roudoukyoku/home.html

最低賃金制度って何？



働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

最低賃金制度は、最低賃金法により国が最低賃金額を定め、正社員、契約社員、パート、アルバイト、派遣といった雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者が対象となる制度です。なお、最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と特定の産業が対象の「特定最低賃金」があります。



最低賃金額以上となっているか確認の方法は？



確認したい賃金（※1）を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう。（※2）

（１）時間給の場合
　　時間給≧最低賃金額（時間額）
（２）日給の場合
　　日給÷１日の平均所定労働時間（時間額に換算）≧最低賃金額（時間額）
（３）月給の場合
　　月給÷１か月の平均所定労働時間（時間額に換算）≧最低賃金額（時間額）
（４）上記（１）、（２）、（３）が組み合わさっている場合
　　例えば、基本給が日給で、各手当（職務手当など）が月給の場合は、
　　①基本給（日給）→（２）の計算で時間額を出す
　　②各手当（月給）→（３）の計算で時間額を出す
　　③①と②を合計した額≧最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
　　①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
　　②１か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
　　③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
　　④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
　　⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、
　　通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
　　⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

あなたの賃金は？
スマホ、携帯で調べよう！